

令和 5 年 6 月 15 日現在

機関番号：32689

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2022

課題番号：17K03320

研究課題名(和文)政策形成型訴訟の日米比較研究

研究課題名(英文)Judicial Policymaking in Japan and the United States

研究代表者

秋葉 丈志(Akiba, Takeshi)

早稲田大学・国際大学院・准教授

研究者番号：80453009

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：日米の近年の政策形成型訴訟、特に現在日本国内各地で進行中の同性婚訴訟について、原告代理人などへの聞き取り調査を含む詳細な研究を行うことで、こうした訴訟がどのような目的のもとに、どのように展開されているのか、訴訟の結果のみならずその過程においてどのような効果が得られるのか、訴訟とそれ以外の場での「運動」がどのように連動しているのか、さらには裁判所や裁判官がこうした訴訟とどう向き合っているのかなどについて、これまでの知見を更新・補完することができた。こうした知見を国内外の学会、和文英文の学術誌、シンポジウムの企画や一般向けのレクチャーなどを通じて、学界・社会に還元することができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

同性婚訴訟や一票の格差訴訟など、政策形成型訴訟は広範な政治的社会的インパクトがある問題を司法を通じて提起するものである。それだけに、そのプロセスのあり方や、正統性(司法部門と政治部門の役割分担など)が特にこうした事象・研究の先行するアメリカで厳しく問われてきた。日本でも近年、特に憲法の「法の下での平等」の実現を目指す訴訟が様々な形で提起されており、裁判所も比較的積極的に取り組む傾向が見られる。本研究はその中でも近年耳目を集める日米の同性婚訴訟を中心に、法社会学的な観点から独自にデータを収集・分析し、こうした訴訟の意義や課題、また司法のあり方について、新たな知見を学界・社会に提供した。

研究成果の概要(英文)：This project focused on cause lawyering and judicial policymaking in Japan and the U.S., engaging in case studies especially of the ongoing litigation demanding the right to marry in Japan. Through extensive research including interviews with lawyers involved in such litigation, this study provided an update on lines of research on this theme, on questions such as how and for what purpose such litigation is brought forth, the effects that the process and outcome of such litigation may have on different actors, how litigation is connected (or detached) from the larger community and movements, and how courts and judges respond to such litigation. The outcome of this research has been presented to academic conferences both inside and outside Japan, in academic journals both in Japanese and English, as well as at other venues such as symposiums and public lectures.

研究分野：法社会学、憲法学、司法政治学

キーワード：政策形成型訴訟 同性婚訴訟 法の下での平等 憲法訴訟 司法積極主義 日本国憲法 アメリカ合衆国憲法

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

本研究は「政策形成型訴訟」について日米の比較研究を行った。研究開始当初、このテーマに取り組もうと思った背景として以下2点を挙げたい。

(1) 司法審査の活性化（特に法の下での平等の希求）

従来日本の司法部門は、日本国憲法のもとで違憲立法審査権を有しているにも関わらず、その「消極性」が国内外の研究者によって指摘されてきた。これに対してアメリカ合衆国では、合衆国最高裁判所が人種問題をはじめ様々な領域で政治と社会の分断を厭わずに積極的にこの権限を行使し、時代をリードするような判決を多く下してきた。それゆえにこうした訴訟のインパクトや効果・課題については、アメリカの研究が先行してきた。

ところが近年、2008年の国籍法違憲判決、2013年の婚外子相続分規定違憲判決、2015年の再婚禁止期間部分違憲判決と、特に「法の下での平等」を根拠に、政策的論争やインパクトも大きい事案で積極的な憲法判断を下すようになっていた。

こうした「変化」を背景に、こうした訴訟がなぜ、どのようにして提起され、また展開されるのか、裁判所はこれをどう受け止め、どのように審理するのか（プロセス）、訴訟の意義や効果、そして国の統治（ガバナンス）における司法の役割を分析・考察するために、当研究を思い立った次第である。

(2) 人権のグローバル化と司法への期待

また、特にアメリカとの比較を入れたのは、マイノリティの権利保障における司法の積極的役割について、研究者また実務家の間でもアメリカの影響は比較的大きいと考えたからである。申請時点でも2015年にアメリカ合衆国最高裁が同性婚を憲法上の権利として全米で婚姻が認められるべきとした判決の影響もあって、国内でもLGBTの権利を求める声が急速に高まっていた。同性カップルの権利一つとっても、国境を跨いで移動する中で日本を含む各国の扱いが問われるなど、人権は情報の伝達、人の移動を介してグローバル化が進んできた。それゆえに、国際的な比較の中で日本について考えることも重要と考えた。

2. 研究の目的

(1) 政策形成型訴訟に関する日本の研究のアップデート

日本では法社会学研究者を中心に、特に弁護士の役割や弁護士と原告の関係に焦点を当てた政策形成型訴訟の研究が1970年代以降続けられてきたが（公害・環境訴訟、嫌煙権・たばこ病訴訟等）、条文解釈や学説に重きを置く伝統的な憲法学との狭間で、近年活発化している憲法の「法の下での平等」を中心に展開する同種訴訟についての研究が遅れていた。そこで、筆者は2017年に刊行した『国籍法違憲判決と日本の司法』（信山社、2017年）に至る一連の研究でこの領域の研究のアップデートに取り組んだ。今回の科研費は、2008年の国籍法違憲判決以降も続いてきた同種の訴訟の事例研究を積み重ねることで、国籍法違憲判決が特殊事例ではなく、日本の司法のあり方に共通の変化や課題が生じているとの仮説を問い、積年の法社会学の研究のアップデートを図ることが主目的である。特に2019年に、同性間の婚姻を認めない現状が憲法に違反するとして全国5つの地方裁判所で同時期に提起された集団訴訟（「結婚の自由をすべての人に」訴訟）は、この目的を果たすうえで中心的な事例となった。

(2) 同種訴訟及び司法の役割に関する日米比較

政策的・社会的インパクトの強い問題を訴訟において取り上げ、司法が積極的な判断を下すことについての議論はアメリカの経験、そして憲法学・法社会学研究が先行しており、その知見を取り入れつつ、日本独自の課題、共通の課題を抽出し、分析することも本研究の目的であった。特に人権分野は、人権規範の国際化、また人の移動に伴い、問題が国境を越えて広がる（たとえば、アメリカで婚姻を認められた同性カップルが日本で配偶者同士として滞在できるかなど）傾向があり、国際的な比較研究を通じ共同で知恵を出し合う意義も深い。こうした中でひとまず筆者が詳しいアメリカの司法・憲法との比較を行いたいと考えた。

3. 研究の方法

(1) 文献、判例調査

研究の出発点は各種の文献調査、特に一次資料の調査である。一次資料の基本は両国の判例であるが、筆者は『国籍法違憲判決と日本の司法』を執筆した際に、下級審からの「アクター間の相互作用」の重要性を明らかにしている。そこで、研究開始後に提起された日本での同性婚訴訟について、5つの地裁（札幌・東京・名古屋・大阪・福岡）で提起された6件の訴訟それぞれの流れを追跡することに重きを置いた。幸いなことに、一連の訴訟の弁護団は、CALL4という訴訟活動のオンラインプラットフォームをフル活用し、当該訴訟に関する膨大な書類（訴状のみならず、毎回の弁論での準備書面、専門家の意見書、原告の陳述書、また国側の各種準

備書面)を公開しているもので、これを主に用いた。また、各訴訟の原告代理人や支援団体に開する資料、政治の反応の手掛かりとして主要政党やその所属議員の見解、社会の反応の手掛かりとしてメディア報道や世論調査などの情報も収集した。加えて、たとえばLGBTコミュニティの中でも原告らとは異なるポジションを採るものも含めて、一連の訴訟に関わる各種研究(二次資料)に目を通した。

(2) 聞き取り調査

日米において、訴訟に関わる弁護士(原告側代理人)を中心に、支援者や当事者、研究者などにも聞き取り調査を行った。特に力を入れたのが、「結婚の自由をすべての人に」訴訟に関する聞き取りであり、5つの地裁で6つの訴訟が提起され、それぞれに(共通のプラットフォームを持ちつつも)弁護団が異なり、また訴訟の流れも異なり得ることから、各地の訴訟ごとに文献を集め、分析したうえで、当該訴訟の原告側代理人に聞き取り(一人1~2時間)を行った。なお、書き起こしの正確を期すため、各聞き取り調査の書き起こしは専門業者に依頼した。また、書き起こしのデータ(一インタビュー当たりA4で20~30頁)が積み重なるにつれて、これをシステムティックに整理・分析する必要性を実感し、まずは法社会学上の争点ごとに発言を拾って自身でエクセルファイルにまとめていく作業から始め、研究期間の終わり頃には質的研究の解析ソフトを導入するなど分析手法が深まった。

(3) 観察

直接的に研究に引用するものではないが、現場の感覚を知るためにも、法廷を傍聴したり、口頭弁論後に支援団体が弁護団や原告を招いて開く報告集会に参加したり、オンラインの報告集会を視聴するなどした。たとえば法廷では、原告が陳述をしている間の国側の代理人や裁判官の姿勢や表情、反応といったものなども観察した。これらの様子は文献としてはほとんど記録・報告されておらず、現場に立ち会ってみることで裁判がどういう人たちによって、どのような感覚のもとに行われているのかをよりよく知る機会となった。

4. 研究成果

(1) 政策形成型訴訟における組織的な訴訟展開の実相、特徴、課題

秋葉(2019=①)、秋葉(2022=④)、秋葉(2023c=⑦)で報告を行い、秋葉(2020=②)、秋葉(2023a=⑤)、秋葉(2023b=⑥)において論文として刊行した通り、従来の政策形成型訴訟についての研究が析出した論点に沿って今日の政策形成型訴訟、特に日米の同性婚訴訟の事例を詳しく分析し、その知見を確認、補正ないし更新した。

いくつか例を挙げると、たとえば政策形成型訴訟について、その表立っての最終目的(たとえば同性婚訴訟においては同性婚を実現すること)を実現する直接効果と、これ以外の効果が訴訟の副産物として得られる間接効果のあることが指摘されてきた。このうち直接効果について、日本の同性婚訴訟においては、当報告書執筆時点で下されている5つの地裁判決で原告の要求を一部認める違憲(札幌・名古屋)ないし違憲状態判決(東京一次・福岡)が大勢を占めており、少なくとも何らかの形で「家族」の形成を認める、婚姻に準ずる制度の創設につながる可能性も高まっている(但し原告の要求は「婚姻」そのものの実現であり、これに準ずる制度ではないことから、乖離もある)。さらに、訴訟の間接効果は多様な形で表出している。弁護士への聞き取り調査から明らかになったことは、訴訟の経過に従って、原告の姿勢や裁判への関わり方の変化、原告代理人自体のエンパワメント、メディアや世論の変化、政治家・政党の対応の変化等、肯定的な影響が各方面に発生していることである。

また、従来の日米の関連研究においては、こうした訴訟が背景となる様々な事情・要素から切り離されて進行することへの懸念や、司法への過剰な期待に基づいているといった指摘もなされてきたが、日米の同性婚訴訟においてはこうした指摘を踏まえるかのように、訴訟を運動の一側面として位置づけつつ、立法府への働きかけ等の政治キャンペーン、社会・世論への働きかけのために広報の専門コンサルタントを入れながらのメディアキャンペーン等、幅広い取り組みを訴訟と連動させて行っていることが特筆できる。日本でもこのようなキャンペーンが、Marriage for All Japanという公益社団法人によって広範に推進され、弁護団はこの団体と連携はする(理事として運営に関与したり、イベントに登場したりする)が団体側も独自の人員・イニシアチブで活動を展開しており、ある原告代理人によれば新しい運動のあり方を提示するものだという。

さらには、こうした訴訟における弁護士と原告の関係性、特に主従関係が逆転し弁護士が主導する訴訟になることが特質ないし懸念として指摘されてきたが、法廷における原告の「証言」が訴訟の一つの山場として捉えられ、口頭弁論後の報告集会等において原告が前面に出て取材に応じ、体験を語る事が重視され、これらが多くメディアでも取り上げられるなど、原告あってこそその訴訟であることがあらためて確認できたことは、従来の研究を補足するものであると言えよう。

他方で、アメリカと比べての日本的な特殊性として、訴訟がある意味で「閉じられた空間」で計画的に統制されながら行われている傾向が挙げられる。すなわち、アメリカの同性婚訴訟においては、戦略的キャンペーンの一環として積み上げ的行われてきた訴訟とは別に突発的に発生した(キャンペーン側は逆効果を懸念するような)ランダムな原告による訴訟が、結果

的に突破口を開くというようなこともあった。また、裁判所の審理自体も、原告・被告以外の利害関係者が参画する方法としての amicus brief や intervenor の仕組みを通じて、より広範な意見や対立を審理の過程に取り入れることが可能となっているが、日本にはこうした仕組みがないため、裁判で主に考慮されるのは原告と被告（国）がそれぞれ提出した書面や口頭弁論でのやり取りということになる。

弁護団は原告以外にも訴訟が展開されているそれぞれの土地の LGBT 当事者団体とのコミュニケーションを図り、各種の報告集会ではコミュニティのメンバーを司会や登壇者に加えるなど、訴訟の直接の当事者だけではなく裾野を広げることに意を払っている。ただ、あまり可視化されていないが、婚姻という制度に疑問を持つ当事者団体や研究者もおり、コミュニティ内部の意思形成、またコミュニティを誰が代弁するのかという問いがあることも否定できない。

政策形成型訴訟が広範なインパクトを持つ訴訟であり、様々な政策的考慮をも伴う法的判断が求められるものであることに鑑みると、こうした訴訟への開かれた参画の仕組みを検討していく必要があるかもしれない。

（2）裁判所の対応、訴訟手続のあり方、「法的判断」の要素を巡って

従来の研究でも一部指摘されていたことではあるが、政策形成型訴訟は通常の民事訴訟の仕組みを借りて行われるものの、裁判所や裁判官に求められる資質や感度が異なるという側面がある。すなわち、こうした訴訟においては「訴訟手続きのあり方」そのものが争点化することがあり、そこでは原告側が訴訟という「プロセス」に期待する効果と、裁判所の対応の仕方ゆえの不満やギャップが表出することになる。そしてこのことは、日本の同性婚訴訟の事例調査で顕著に表れた（再確認）できたことである。

一例を挙げると、同性婚訴訟の原告側が特に重視したのは、原告本人の証人尋問の機会が法廷で得られるかどうかである。それは原告の「生の声」を裁判所、そして社会に届ける意味合いもあり、また訴訟キャンペーンにとっても、原告が法廷に立つ場面というのは傍聴者の動員、メディアへの露出、世論への影響等多くの効果が得られるものであった。なおかつこれは法的議論にとっても重要なものであった。というのも、差別の具体的な経験や「痛み」、権利侵害の程度は、現行制度が憲法の禁じる「不合理な差別」であるかどうかという法的判断にも関わるものと考えられるからである。

この点に関して原告の間に大きな衝撃をもたらしたのが、東京地裁の当初の裁判長が原告の証人尋問の要求を「夾雑物」という表現をもって一蹴したことである。裁判長がなぜそのような表現を用いたのかは明らかになっていないが、既に提出されている証拠ないしは法の文言上の解釈から、結論は十分に導けると考えたものと推察される。

これに対して札幌地裁は一日を割いて原告及び原告の家族を含めた証人尋問を行ったほか、東京地裁も裁判長が交代したのちは同様の対応に転じ、各地の裁判所で原告の尋問が実現していった。さらには判決において、原告の具体的な痛みが伝わってくるような判決文も散見され、原告の証言が裁判官の心証形成にも一定の影響があったことを感じさせるものとなっている。

本事例は「裁判に求めるもの」「法的判断に当たって必要・重要な要素」についての原告側と裁判所との認識の乖離を明らかにしており、法教育に対しても同様の論点（たとえば判例研究においてどういう要素を重要なものとして伝えていくか）を問うものとも言えよう。

上記に留まらず、裁判官が釈明権を積極的に行使するか否か、審理計画を緻密に立てて（どういう審理を行うのかの見通しを立て、力を入れて）裁判に取り組むかどうか、非公開の進行協議の場でどのような姿勢を示すかなど、裁判官の訴訟指揮のあり方が、原告にとっての裁判の体験を大きく左右することもわかった。これまであまり研究されていない分野であり、今後展開できればと考えている。

（3）当研究の意義（significance）と課題提起

以上挙げたような調査結果より、日本における政策形成型訴訟について、その知見を 21 世紀の最新の事例に照らしてアップデートしたことが、当研究の主たる意義である。その際、従来の研究より析出された論点を提示し、これに沿って事例調査の結果を分析、報告、出版しており、これまでの当分野の研究成果との関連性・一貫性を保ちつつ、最新の事例により得られた知見を一定程度提供できたと思う。さらには日本の司法部門への期待がこうした訴訟を通じて顕在化し、かつ裁判所（官）がこれに積極的に対応していること（訴訟手続における積極的な対応への変化、判決そのものにおける踏み込んだ議論の展開など）が明らかになり、日本の司法についての再評価を迫るものと考えている。

また、アメリカの事例、アメリカの研究の蓄積との比較を行うことにより、日本における政策形成型訴訟の特徴や課題が浮き彫りとなった（前掲）ほか、たとえば同性婚訴訟においては、アメリカの運動の影響を受け、その手法を取り入れながらキャンペーンが展開されており、アメリカの到達点を日本が引き継いだようにも映る運動性が見られた（秋葉 2020）。今回は同性婚訴訟についてこうした特徴も明らかにしたところであるが、一票の格差訴訟についてもアメリカの判例の影響が運動側にも裁判所内においても顕著であり（秋葉 2021）、こうした「国際的な運動の波及」の視点を大切にしたいと考えているところである。なお、欧米諸国に比して、アジアでは台湾を除いて同性婚の議論は遅れており、今後はアジア域内、またアジアと欧米の比較にも取り組みたい。

(4) 研究成果の発信と広がり

筆者はこの研究で得られた成果を国内外の学会、和文英文の学術誌、シンポジウムの企画や一般向けのレクチャーなどを通じて活発に報告・公開し、社会への還元を試みている。法学研究においては、外国、特に欧米の事例を日本が参照することについては歴史的に多くの蓄積があるが、日本の事例が外国に参照されることは、言語の壁もあってなお少ないと考えられる。今後積極的な国際的な発信を通じて、たとえば日本の同性婚訴訟について世界の研究者が言及するようになってほしいと考えている。自身の経験では、国外で日本についての報告をしても思ったように聴衆が得られないと感じているところであるが、国外での議論の文脈に位置付けるなどして対話ができるように一層努力をして、国際的なインパクトがある研究を目指したい。

(5) 今後の展望

最後に、今回の研究を今後どのように展開するか述べてみたい。第一に、今回多くの資源を割き、研究を始めた日本における同性婚訴訟について、今後、高裁・最高裁へと審理が数年がかりで続くことが予想されることから、引き続き丁寧にフォローしたい。そして、数年内にここまでの研究と、今後フォローアップ調査をした内容とを合わせて、著書にまとめたいと考えている。次に、今回同性婚訴訟ほどには深い事例調査が叶わなかった（但し基礎的な調査・報告は行った [秋葉 2021=③]）一票の格差訴訟をはじめ、他の訴訟についても同様の調査を行いたい。特に一票の格差訴訟については、半世紀以上も訴訟が展開され、相次ぐ違憲判決や違憲状態判決により国会の立法にも強い影響を与えていながら、十分な研究がなされているとは言えず、喫緊の研究課題と考えている。今後数年この訴訟の研究にも力を費やしたいと考えている。

最後になるが、本研究の後半にかけて、国際的にも人脈や研究基盤ができてきており、両国の弁護士を招いての公開シンポジウムが実現したほか、共著論文の執筆を目指して外国研究者との共同研究も始めている。先述したが、日本の事例の国際発信、国際的インパクトも念頭に置きながら、このテーマに関して国境を越えた研究活動を今後一層展開していきたい。

<引用文献・報告>

- ① Takeshi Akiba, Same-sex Marriage Litigation and Legal Mobilization in Japan (日本における同性婚訴訟と法動員)、アジア法社会学会第4回(2019年)年次大会、2019年12月
- ② 秋葉丈志、「社会運動としての同性婚訴訟」、法と社会研究5号、31 - 66頁、2020年03月
- ③ 秋葉丈志、「代表制のあり方と『一票の格差』論—原点からの再検討—」、秋葉丈志・片上孝洋・平岡章夫・藤井正希=編『公法・人権理論の再構成』(成文堂)、67 - 91頁、2021年12月
- ④ 秋葉丈志、「法社会学の視点から—政策形成型訴訟の今日的展開—(シンポジウム「社会運動と司法—同性婚訴訟を対象に」)、日本法社会学会2022年度学術大会、2022年05月
- ⑤ Takeshi Akiba, Same-sex Marriage Litigation in Japan, Waseda Bulletin of Comparative Law 41, pp. 41 - 53, 2023年01月
- ⑥ 秋葉丈志、「法社会学の視点からの同性婚訴訟—政策形成型訴訟の今日的展開—」、法社会学 89号、132 - 143頁、2023年03月
- ⑦ Takeshi Akiba, Same-sex marriage, cause lawyering and judicial policymaking in Japan, Law and Society Association 2023 Annual Meeting (アメリカ法社会学会2023年度年次大会)、2023年06月

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計7件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 1件）

1. 著者名 秋葉丈志	4. 巻 89
2. 論文標題 法社会学の視点からの同性婚訴訟－政策形成型訴訟の今日の展開－	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法社会学	6. 最初と最後の頁 132-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋葉丈志	4. 巻 -
2. 論文標題 ロバーツ長官の判決行動：Judicial Statesmanshipと保守的憲法観	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 中村民雄・編「多様化するアメリカと合衆国最高裁判所－ロバーツ・コートの軌跡と課題」	6. 最初と最後の頁 239-254
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takeshi Akiba	4. 巻 41
2. 論文標題 Same-sex Marriage Litigation in Japan	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 Waseda Bulletin of Comparative Law	6. 最初と最後の頁 41-53
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 秋葉丈志	4. 巻 2021-1
2. 論文標題 （最近の判例）Boston v. Clayton County－性別による雇用差別を禁止する公民権法Title VIIは性的志向による差別も禁止対象とする	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 アメリカ法	6. 最初と最後の頁 138-143
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋葉丈志	4. 巻 5
2. 論文標題 社会運動としての同性婚訴訟	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法と社会研究	6. 最初と最後の頁 31-66
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Takeshi Akiba	4. 巻 23: 1
2. 論文標題 (書評) Soshō to senmonchi: Kagaku gijutsu jidai ni okeru saiban no yakuwari to sono henyo (Litigation and Expertise: The Evolving Role of Courts in the Era of Science and Technology), by Chihara Watanabe	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Social Science Japan Journal	6. 最初と最後の頁 128-131
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1093/ssjj/jyz044	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 秋葉丈志	4. 巻 757
2. 論文標題 差別と公人・公的機関の役割ー「平等」と「個人の尊厳」の実現のために	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 法学セミナー	6. 最初と最後の頁 26-31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計10件(うち招待講演 0件/うち国際学会 4件)

1. 発表者名 Takeshi Akiba
2. 発表標題 Same-sex marriage, cause lawyering and judicial policymaking in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 口バーツ・コートの変遷と保守派判事の憲法解釈
3. 学会等名 同志社大学アメリカ研究所第2部門・早稲田大学比較法研究所アメリカ最高裁研究会 / アメリカ法判例研究会 合同研究会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 法社会学の視点から 政策形成型訴訟の今日的展開 - (シンポジウム「社会運動と司法ー同性婚訴訟を対象に」)
3. 学会等名 日本法社会学会学術大会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 社会運動としての同性婚訴訟
3. 学会等名 公法理論研究会 (有志研究会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 口バーツ長官の判決行動：Judicial Statesmanshipと保守的憲法観？
3. 学会等名 アメリカ法判例研究会 (早稲田大学)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 国籍はく奪条項裁判の意味と今後について
3. 学会等名 AMF2020
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 Takeshi Akiba
2. 発表標題 Same-sex marriage litigation and legal mobilization in Japan
3. 学会等名 Asian Law and Society Association (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 秋葉丈志
2. 発表標題 国籍確認訴訟における弁護士と支援団体の役割
3. 学会等名 無国籍研究会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takeshi Akiba
2. 発表標題 No legal rights nor litigation: The paradox of LGBT activism in Japan
3. 学会等名 Law and Society Association Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Takeshi Akiba
2. 発表標題 Can the U.S. Supreme Court be a Model for Japan? Rethinking the Role of Courts in a Comparative Perspective
3. 学会等名 APSA Centennial Center Research-in-Progress Brown Bag Speaker Series (国際学会)
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 秋葉 丈志、片上 孝洋、平岡 章夫、藤井 正希 (編)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 348
3. 書名 公法・人権理論の再構成	

1. 著者名 市川正人、大久保史郎、斎藤 浩、渡辺千原 編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 532
3. 書名 現代日本の司法－「司法制度改革」以降の人と制度	

1. 著者名 後藤光男、高島謙 編著	4. 発行年 2020年
2. 出版社 成文堂	5. 総ページ数 328
3. 書名 人権保障と国家機能の再考－憲法重要問題の研究	

〔産業財産権〕

〔その他〕

研究の過程で得られた人脈を生かして、同性婚訴訟に携わってきた両国の弁護士を招き、公開シンポジウム「アメリカと日本における同性婚訴訟：当事者・原告として、弁護士として」を企画し、当日の司会を務めた（早稲田大学比較法研究所、2023年6月）。
 また本研究に関連して、Socio-legal Studies in East Asia and Beyond: Commemorating the Works of Setsuo Miyazawaというセッションをアメリカ法社会学会・グローバル法社会学会議(Global Meeting on Law and Society)で企画し、司会を務めた（2022年7月）。

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------